

環境技術実証事業について～環境技術実証モデル事業からの変更点～

平成 20 年 6 月 27 日
総合環境政策局環境研究技術室

環境技術実証事業は平成 15 年度より 5 年間が経過し、本年度から本格体制によって事業を推進している。

平成 20 年度の環境技術実証事業実施要領については、大幅な変更は加えていないものの、以下の取組を促進することとしている。

1. 実証運営機関の機能強化

- ・実証運営機関が展示会・シンポジウム開催等を行う場合の支援
- ・実証運営機関による技術アドバイス等の体制の検討
- ・契約体制の変更（実証運営機関中心の契約）

2. 実証事業体制への更なる充実

- ・新実証分野の追加検討（VOC 簡易測定装置、ヒートアイランド技術）
- ・実証運営協議会による実証運営機関間のノウハウの共有
- ・各分野 WG において、実証申請者、技術ベンダー、技術ユーザー等の多様なステイクホルダが参加、議論できる場（拡大 WG 等）の推奨、及びその結果を踏まえた体制の見直し

3. 実証事業の価値増大への取組

- ・HP 等の情報提供体制の見直し
- ・類似制度を有する地方公共団体との連携強化
- ・各業界への売り込み支援（展示会・シンポジウム等）